学費の公私間格差是正、『私学も無償に』、就学支援金制度の維持・拡充

私学助成署名推進ニュース

全国私私学助成をすすめる会(事務局：全国私立学校教職員組合連合)
No.23　2024年11月5日（火）

衆議院選挙結果を受けて

公立学校教員に残業代支給を検討

「公立学校教員に残業代を支給する案が政府内で浮上、関係省庁が検討を始めた」と４日付東京新聞が報じました。３日に共同通信が配信したニュースがベースの記事です。

もし給特法の「教職調整額」を廃止し、時間外労働に応じた賃金を支払うということになれば、記事のとおり「抜本的な制度転換」となります。「新たな案が浮上したのは与党過半数割れの影響もあったとみられる」としている点も重要です。ただし、「調整は難航が予想される」「現行制度に基づく教職調整額の増額にとどまる可能性もある」と慎重な姿勢も見られます。

ただし、根本的な解決策である「教員増」にはまったく触れられていません。予算を増やすのではなく「業務管理の徹底」によって過重労働を抑制する、とも読み取れます。政府が狙っているのは「固定残業代」の導入であり、むしろ財政負担を減らすことにつながりかねない、と警鐘を鳴らす識者の反応もあります。年末の予算編成に向けて、状況を注視する必要があります。

「私学の無償化」声をあげれば実現できる情勢に

一方で、「私学の無償化」は実現するのか。選挙公約ではほぼすべての政党が「高校無償化」を掲げ、とくに立憲民主党、共産党、そして与党の公明党も「所得制限の撤廃」を明言しています。全国私教連の政策提言「年収910万未満世帯まで直近の授業料平均額」を実現するのに必要な財源は試算によれば約1100億円。記事にある教職調整額増額に約5580億円、公立教員の残業代支給に約9000億円、これらに比べても少ない額です。投票日直前には毎日新聞が「野党追い風で実現しそうな政策」のひとつとして「高校授業料が完全無償化？」とも報じています。「教育を受ける権利は平等に」「公私とも授業料を完全無償に」の訴えを強め、すべての会派の国会議員に「公約の実現を」と迫る議員要請活動がとくに重要になっています。

東京新聞　2024年(令和6年)11月4日(月曜日)　(第3種郵便物認可)

教員に残業代支給を検討

過重労働抑制へ定額廃止案

政府

公立学校教員の処遇改善を巡り、残業時間に応じた手当を支払う仕組みを導入する案が政府内で浮上、関係省庁が検討を始めたことが3日分かった。採用すれば、残業代の代わりに一定額を給与に上乗せ支給する現行の「教職調整額」制度は廃止する。教員の長時間労働の解消が課題となる中、勤務時間を反映した賃金体系へ変え、管理職に過重労働を抑える動機が働くようにする狙い。

実現すれば、教員処遇の抜本的な制度転換となる。早期の関連法案提出を求める声がある一方、実効性を確保するには責任者による教員の勤務実態の把握など課題も多い。政府内では異論もあり、調整は難航が予想される。

現在の教員給与特別措置法（給特法）は、公立校教員に残業代を支払わず、代わりに教職調整額を支給すると定める。文部科学省は待遇を見直して教員不足の改善につなげようと、教職調整額を現在の月給4％相当から3倍超の13％に増額する案をまとめ、2025年度当初予算の概算要求で関連費用を計上した。

総務省などは教職調整額を13％に増額した場合、年間の財政負担が国と地方の合計で約5580億円増えると見込む。残業代を通じた管理により、現場の労働時間を減らすことができれば「結果として財政負担が減る」（政府関係者）との思惑もある。

現行制度は時間外勤務を災害時業務などに限定し、事前に定めた金額以上の支払いを認めておらず「定額働かせ放題」との批判が出ていた。政府関係者によると、残業代を支払う方式への切り替えに加え、学校現場の責任者に業務管理を徹底させる仕組みを検討する案が出ている。残業代の支払い状況を分析して業務の効率化につなげる。

教員の処遇改善策に関しては、長時間勤務の解消に向け残業代を支払う制度の議論を望む声が教育関係者から出ていた。衆院選で立憲民主党や国民民主党などは、抜本的な制度の見直しを訴えていた。新たな案が浮上したのは与党過半数割れの影響もあったとみられる。

一方、教員の業務は児童や生徒に合わせた授業の準備や自己研さんなど特殊性があり、厳格な時間管理はなじまないとの考えも根強い。25年度予算は現行制度に基づく教職調整額の増額にとどまる可能性もある。

公立学校教員への残業手当支給案のポイント

- 教員の残業時間に応じた手当を支払う仕組みを導入
- 残業代の代わりに一定額を給与に上乗せ支給する現行の「教職調整額」制度は廃止
- 学校現場の責任者に教員の業務管理を徹底させる仕組みを検討

用語解説

教員給与　公立小中学校教員の給与は義務教育費国庫負担制度に基づいて、国が3分の2をそれぞれ負担している。国が一定額を拠出することで、地方自治体の財政状況によって教育内容の水準に大きな差が生じるのを防ぐ狙いがある。1972年施行の教員給与特別措置法（給特法）は、公立校の教員に時間外勤務手当（残業代）を支払わないと規定。代わりに月額給与の4％相当の「教職調整額」を支給すると定める。

私学助成署名の中間集約の結果を本部に報告してください。
2025私学要求アンケートを広く集めましょう。11月29日(金)までに郵送を。
未組合員、未加盟校にも声をかけて、署名や集会への参加を呼びかけましょう。